

令和7年度消費者問題関心向上推進等業務委託仕様書

1 業務の目的

悪質商法による消費者被害の未然防止、消費者教育の推進及び消費生活に係る相談窓口の周知等を目的としたCM放送、セミナー開催等の取組みを実施することにより、県民の消費者問題への関心を向上させ安全で安心な消費生活の確保を図る。

2 事業名

令和7年度消費者問題関心向上推進等業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日（土）まで

4 委託業務の内容

(1) 消費者問題関心向上のための啓発活動

ア 消費生活フェスタ等の開催

県民の消費者問題への関心向上を目的として、消費者トラブルを含めた消費生活に関するセミナー・イベント等を開催する。

想定している内容は以下のとおりであるが、開催内容、開催時期については提案事項とする。また、他に効果が期待できるイベント等があれば提案すること。

(ア) 開催内容

- a 消費生活セミナー 1回 参加者50名を想定
集客を見込めるテーマ・講師によるセミナーの実施
- b 消費生活に関するステージショー 1回 参加者100名を想定
集客を見込めるキャラクター・タレント等によるショーと消費生活に関するクイズ大会等の組合せによるイベントの実施
- c その他イベント
消費者問題に関するパネルの展示、啓発チラシ・グッズの配布、スタンプラリー等イベントの実施

(イ) その他

会場・講師等の手配、集客、準備、実施当日の運営、効果測定のためのアンケートの設計・実施・集計等を含む。

イ 消費生活フェスタ等で展示・配布する啓発グッズの作成

上記アのイベントや他の啓発イベント等で展示・配布する以下の用品を作成する。業務には、用品の選定、デザインの製作を含む。

(ア) 悪質商法等の啓発パネル（B1サイズ） 6枚×7セット

イベント等の展示で悪質商法等の啓発を行うための既存パネル（高校生以上一般向け）9枚のうち情報の古いものの内容更新及び新しい手口等について新規作成を行う。

(イ) アリンコグッズ 1,000個

若年者層に消費生活センターや消費生活ホットラインに関心を持ってもらうためのグッズを作成する。当消費生活センターのオリジナルキャラクター「アリンコちゃん」を活用したマスコットグッズとする。

(ウ) 啓発チラシ 5,000部

消費生活センターの業務内容等をPRするためのチラシを作成する。型抜き等によりアピール力のあるチラシとする。

(2) 消費者トラブル・消費生活相談窓口周知のための広告

消費者トラブルの未然防止、被害の深刻化防止のため各広告媒体により、当消費生活センターが所有するスポットCMを用いて消費者トラブルの周知や消費生活センター及び消費生活ホットライン「188」の周知のための広告を行う。

想定している広告は以下のとおりであるが、他に効果が期待できる方法があれば提案すること。放送する広告の内容やパブリシティによる啓発については提案事項とする。

ア テレビCM 80回以上放送

特定の期間（1か月程度）中に、10日程度、朝・昼・夕方・夜の4回を目途に、県内民放2局で広告を放送する。

イ ラジオCM 144回以上放送

県民が多く聴取するラジオ番組3本（午前、午後、夕方）において、6か月間（9月から2月を想定）、特定曜日（火曜日、木曜日を想定）に広告を放送する。

ウ インターネット広告

YouTube、Instagram等啓発に効果的な媒体2種類以上で3か月間（12月から2月を想定）広告を配信し、60万回程度の表示を目指す。

5 経費

委託業務に係る全ての経費を委託費に含めること。

なお、経費の上限は9,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。また、上記「4 委託業務の内容」の項目毎に、以下のとおり上限額を設定する。

項目	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
4(1)ア、4(2)の合計額	7,000,000円
4(1)イの合計額	2,200,000円

6 成果品等の提出場所等

(1) 成果品等

ア 成果品：事業で作成した啓発グッズ及びデザイン等のデータを記録した電子媒体

イ 業務の成果に関する報告書：印刷したもの1部及び電子媒体

(2) 提出場所

当消費生活センターの指定する場所

(3) 提出期限

ア 成果品：当消費生活センターの指定する期日

イ 業務の成果に関する報告書：事業完了後直ちに

7 注意事項

- (1) 業務に使用するキャラクターは、オリジナルキャラクター「アリンコちゃん」若しくは「アリンコファミリー」とする。それ以外については、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。
- (2) 成果物に関する権利の一切は、県に帰属するものとする。
- (3) 成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを当消費生活センターに報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (4) 業務遂行に当たっては、当消費生活センターと十分な連携を図ること。
- (5) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当消費生活センターと十分協議を行うこと。